

松山市病児・病後児保育事業実施要綱

松山市要綱第34号

平成13年3月30日

一部改正 令和元年5月24日

(目的)

第1条 この要綱は、病児・病後児保育（児童の保護者が就労している場合等において、当該児童が病気の回復期又は回復期に至らない状態であり、集団での保育又は教育が困難なときに、一時的にその児童を預かり、保育することをいう。以下同じ。）及びそのための送迎（保育中に体調不良となった児童を保育所等から第6条の実施施設に送迎することをいう。以下同じ。）を行う事業（以下「事業」という。）の実施及び促進のために必要な事項を定め、もって保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。

(事業の実施)

第2条 市は、事業の一部を社会福祉法人、医療機関等に委託して実施することができる。

(対象児童)

第3条 事業の対象となる児童は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町及び砥部町に居住する児童であること。ただし、送迎にあつては、松山市に居住する児童に限る。
- (2) 保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であること。
- (3) 次条に規定する疾患の回復期又は回復期に至らない場合であり、かつ、集団での保育又は教育が困難であること。
- (4) 保護者の就労の都合等やむを得ない事由により家庭での保育が困難であること。

(対象疾患)

第4条 事業の対象となる疾患は、感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾病、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び熱傷等の外傷性疾患とする。

第5条 削除

(実施施設)

第6条 市長は、事業の対象となる児童に対し適切な処遇が確保される施設（以下「実施施設」という。）においてこの事業を実施するものとする。

(実施施設の設備)

第7条 実施施設は、保育室、観察室、調理室等事業の実施に必要な設備（備品を含む。）を有しなければならない。

(開設日等)

第8条 実施施設の開設日及び開設時間については、市長と協議の上、保育所に準じて設定するものとする。

(職員配置)

第9条 実施施設には、児童の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を事業を利用する児童おおむね10人につき1人以上配置するとともに、児童が安心して過ごせる環境を整えるために保育士を事業を利用する児童おおむね3人につき1人以上配置するものとする。

2 前項の看護師等及び保育士は、実施施設に常駐しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合において、近接する病院から看護師等及び保育士が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であるときは、当該各号に定める者は、常駐しないことができる。

(1) 実施施設に利用児童がいる場合で、次の全ての要件を満たすとき 看護師等

ア 病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないように、利用児童の病状等を定期的に確認し、及び把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと。

イ 実施施設が医療機関内に設置されている場合等、実施施設と看護師等が病児・病後児保育以外の業務に従事している場所が近接していること。

ウ 看護師等が病児・病後児保育以外の業務に従事している場合であっても、緊急のときは実施施設に速やかに駆けつけることができる体制を確保していること。

エ 保育士を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。

(2) 実施施設に利用児童がいない場合で、事業の利用の連絡があれば看護師等及び保育士が速やかに出勤して業務に従事する等の柔軟な対応が可能となる体制を確保しているとき 看護師等及び保育士

3 前2項に定めるもののほか、送迎を行うに当たっては、送迎用の自動車に同乗する看護師等又は保育士を1人以上配置するものとする。

(実施方法)

第10条 実施施設は、事業の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 児童を受け入れるに当たっては、児童の家庭医又は嘱託医師等により、当該児童を病児・病後児保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。
- (2) 健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫し、医療機関との協力体制を確保すること。
- (3) 他の児童への感染の防止に配慮すること。
- (4) 常に保護者と密接な連絡を取り、児童の保育方法、健康状態、看護状態及び回復状態について理解と協力を得るよう努めること。
- (5) 送迎は、タクシーによること。ただし、やむを得ない事由によりタクシーによる送迎が困難なときは、自動車の借上げその他の方法によることができる。

2 病児・病後児保育の期間は、連続して7日を限度に、集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で育児を行うことができない期間とする。ただし、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合は、この限りでない。

3 事業を担当する実施施設の職員は、利用の少ない日等においては、感染症流行状況、予防策等の情報提供又は巡回支援を適宜実施するものとする。

(利用申請)

第11条 事業を利用しようとする児童の保護者は、松山市病児・病後児保育利用登録台帳(様式第1号)によりあらかじめ登録を受け、病児・病後児保育利用申請書(様式第2号)により市長に申請しなければならない。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用の申請等の書面の手続は、事後に行うことができる。

(対象児童の決定)

第12条 市長は、前条の申請があったときは、審査の上、利用の可否を決定する。

2 市長は、前項の決定をしたときは、病児・病後児保育利用決定通知書(様式第3号)により、申請者及び実施施設の長に通知するものとする。

第13条 削除

(利用の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を取り消すことが

できる。

(1) 第3条及び第4条に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により、利用の決定を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、やむを得ない事情により事業の継続が困難であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用の取消しをしたときは、病児・病後児保育利用取消通知書（様式第6号）により対象児童の保護者及び実施施設の長に通知するものとする。

（保護者負担）

第15条 対象児童の保護者は、事業の利用に要する経費の一部を負担しなければならない。

2 前項の規定に基づく負担額（以下「利用料」という。）は、別表のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、送迎の利用料は、送迎に要した費用を勘案して市長が定める。

4 利用料は、事業の利用を終えた際に納付するものとする。

5 既納の利用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（補助金）

第16条 市長は、事業実施のための適切な保育環境を確保するとともに事業の利用促進を図るため、第2条の規定による社会福祉法人、医療機関等で新たに事業を開始するものに対して、予算の範囲内で松山市病児・病後児保育事業普及定着促進費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）に定めるところによる。

（補助対象経費）

第17条 補助金の交付対象となる経費は、事業開始に必要な施設の整備費、備品の購入費その他事業開始に伴い必要となる経費（以下「改修費等」という。）並びに事業を開始する月の前月分の礼金及び賃借料とする。

（補助金の額等）

第18条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の支出の総額に相当する額とし、改修費等については400万円を、礼金及び賃借料については60万円を限度とする。

2 補助金の交付は、事業の開始年度又はその前年度の1回限りとする。

(補助金の交付申請等)

第19条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、松山市病児・病後児保育事業普及定着促進費補助金交付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付を決定し、松山市病児・病後児保育事業普及定着促進費補助金交付決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第20条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書に第17条に規定する補助対象経費の支払を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(関係書類の保管)

第21条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金に係る帳簿その他証拠書類を整備し、事業の開始後5年間保管しなければならない。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年12月3日から施行する。

付 則(平成21年3月31日要綱第40号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月26日要綱第21号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成25年8月16日要綱第61号)

この要綱は、平成25年8月16日から施行する。

付 則(平成26年4月24日要綱第52号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月27日要綱第25号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年3月28日要綱第11号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則（平成28年11月15日要綱第64号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年2月21日要綱第8号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則（令和元年5月24日要綱第4号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第15条関係）

利用料区分表

| 児童又は当該児童と生計を一にする同居若しくは別居の者の属する世帯者の属する世帯の区分 | 児童1人当たりの利用料（日額） |
|--|-----------------|
| (1) 生活保護法による被保護者世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯及び市町村民税が非課税である世帯 | 無料 |
| (2) 市町村民税所得割が課税されていない世帯 （(1)に該当する世帯を除く。） | 1,000円 |
| (3) (1)及び(2)に該当しない世帯 | 2,000円 |

松山市病児・病後児保育利用登録台帳

| | | | |
|--|----------------------|---------|---------|
| ふりがな | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 対象児氏名 | | 年 齢 | 歳 月 |
| マイナンバー | | | |
| 通園保育園等名 | (電話 -) | | |
| 通院病院名 | 病院 担当医師 (電話 -) | | |
| 健康保険証番号 | 記号 | 番号 | (発行機関) |
| ふりがな | | マイナンバー | |
| 保護者氏名 | 印 | | |
| 保護者住所 | (電話 -) | | |
| 緊急連絡先 | 1 | (電話 -) | |
| | 2 | (電話 -) | |
| 既往症（今までにかかった病気全てに○を付けてください。） | | | |
| 1. 突発性発疹 2. 麻疹（はしか） 3. 水痘（水ぼうそう） 4. 風疹 5. 咽頭結膜熱（プール熱） 6. 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 7. ヘルパンギーナ 8. 百日咳 9. 手足口病 10. 伝染性紅斑（リンゴ病） 11. 熱性けいれん 12. 川崎病 13. 異型肺炎（マイコプラズマ肺炎） 14. 結核 15. 喘息 16. アトピー性皮膚炎 17. とびひ 18. 湿疹 19. 食物アレルギー（ミルク・卵・鶏肉・牛肉・ソバ・大豆・) 20. その他（) | | | |
| アレルギー体質の有無 | 有（詳細に) ・ 無 | | |
| 予防接種（これまでに受けたもの全てに○を付けてください。） | | | |
| 1. B.C.G(結核) 2. ポリオ 3. 麻疹（はしか） 4. 日本脳炎 5. 風疹 6. D.P.T(三種混合) 7. 二種混合（ジフテリア・破傷風 混合） 8. 水痘（水ぼうそう） 9. 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 10. インフルエンザ 11. MR(麻疹+風疹) 12. その他（) | | | |
| 注意してほしい問題点 | | | |

様式第2号（第11条関係）

病児・病後児保育利用申請書

年 月 日

（宛先）松山市長

申請者 住所
 （保護者） 氏名 印
 電話 自宅 （ ）
 連絡先 （ ）

病児・病後児保育を利用したいので、次のとおり申請します。また、利用料の決定に関して必要な課税情報及び世帯情報等を松山市長が閲覧すること並びにその情報に基づき決定した利用料について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

| | | | | |
|-------|----------|-----|----------|-------|
| 保育園等名 | | | | |
| 児 童 名 | | 男・女 | 生年月日 | 年 月 日 |
| 利用期間 | 年 月 日（ ） | ～ | 年 月 日（ ） | |
| 利用施設 | | | | |
| 症 状 | | | | |

※ 医師記入欄

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 診 断 日 | 年 月 日 | 保育の可否 | 可 ・ 否 |
| 診 断 名 | | | |
| 指示事項 | | | |
| 診断医師名 | | 印 | |

様式第3号（第12条関係）

病児・病後児保育利用決定通知書

第 号
年 月 日

様

松山市長

年 月 日付けで申請のありました病児・病後児保育利用について、松山市病児・病後児保育事業実施要綱に基づき、次のとおり決定したので通知します。

| | | | | |
|-------|--------------------------|-------|------|-------|
| 決定区分 | 可 ・ 否 | | | |
| 児 童 名 | | 男 ・ 女 | 生年月日 | 年 月 日 |
| 保育園等名 | | | | |
| 実施施設 | | | | |
| 利用期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで | | | |
| 備 考 | | | | |
| 利 用 料 | 円 1日当たり利用料 円 × 利用日数 日 | | | |

様式第 4 号及び様式第 5 号 削除

様式第6号（第14条関係）

病児・病後児保育利用取消通知書

第 号
年 月 日

様

松山市長

松山市病児・病後児保育事業実施要綱に基づき、次のとおり取り消すことを決定しましたので通知します。

| | | | | |
|-------|-------------------|-------|------|-------|
| 児 童 名 | | 男 ・ 女 | 生年月日 | 年 月 日 |
| 保育園等名 | | | | |
| 利用期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで | | | |
| 実施施設 | | | | |
| 取消理由 | | | | |

年 月 日

松山市病児・病後児保育事業普及定着促進費補助金交付申請書

（宛先）松山市長

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

年度における松山市病児・病後児保育事業開始により，松山市病児・病後児保育事業実施要綱第19条の規定に基づき，補助金の交付を申請いたします。

記

1. 事業開始日 年 月 日

2. 補助対象経費の内訳・金額

3. 交付を受けようとする補助金の額 ¥ _____

様式第8号（第19条関係）

松山市指令第 号
年 月 日

様

松山市長 印

松山市病児・病後児保育事業普及定着促進費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度松山市病児・病後児保育事業普及定着促進費補助金については、松山市病児・病後児保育事業実施要綱第19条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付の条件